

令和 7 年第 3 回瑞穂市議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 9 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第48号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第49号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第50号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第 9 議案第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第52号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第54号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第56号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第57号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第58号 令和 6 年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第59号 令和 6 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 令和 6 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 令和 6 年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第62号 令和 6 年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第63号 令和 6 年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第22 議案第64号 令和 6 年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第23 議案第65号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第24 議案第66号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第67号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川頌健	2番	横田真澄
3番	北村彰敏	4番	関谷英樹
5番	今井充子	6番	広瀬守克
7番	藤橋直樹	8番	若原達夫
9番	鳥居佳史	10番	関谷守彦
11番	森清一	12番	馬渕ひろし
13番	今木啓一郎	14番	杉原克巳
15番	棚橋敏明	16番	庄田昭人
17番	若井千尋	18番	若園五朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	楫浦要
教育長	服部照	企画部長	矢野隆博
総務部長	石田博文	市民部長兼 廃棄物管理部長	佐藤雅人
健康福祉部長	佐藤彰道	都市整備部長	坂野嘉治
都市整備部調整監	江崎哲也	環境経済部長	臼井敏明
上下水道部長	工藤浩昭	教育委員会 事務局長	磯部基宏
会計管理者	林美穂	代表監査委員	浅村孝司

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井上克彦 書記 松島孝明

開会及び開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） ただいまから令和 7 年第 3 回瑞穂市議会定例会を開会します。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議席番号 6 番 広瀬守克君と 7 番 藤橋直樹君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（今木啓一郎君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 27 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 27 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

6 件報告します。

まず 2 件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり 2 件報告します。

まずは、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和 7 年 5 月分、6 月分、7 月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2 件目は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は、5 月 19 日に牛牧小学校、西小学校及び南小学校を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。以上となります。

○議長（今木啓一郎君） 以上、報告しました資料については、事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

7月16日開催の岐阜県市議会議長会について、若原達夫副議長から報告願います。

8番 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番 若原達夫でございます。

それでは、市議会議長会の報告をさせていただきます。

令和7年7月16日に第294回岐阜県市議会議長会議が多治見市で開催されました。議長と私が出席いたしました。会議では、令和7年1月30日から令和7年7月15日までの会務報告の後、令和6年度決算の認定など4議案が審議され、いずれも議案のとおり可決、認定されました。

また、次回の岐阜県市議会議長会は関市で開催が決定され、令和8年1月に開催の予定です。

以上で報告を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、7月31日の広報編集委員研修「広報の枠組みと広報戦略」「議会広報紙の企画と編集」について、横田真澄君から報告願います。

2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、地方議会議員セミナーの研修報告をさせていただきます。

本研修は、令和7年7月31日に東京都のとしま区民センターにて、議会広報編集委員が効果的な広報広聴の進め方を学ぶことを目的に実施されました。

参加者は、関谷守彦議員、今井議員、宮川議員、私、横田の4名がありました。

講師は、一般社団法人自治体広報広聴研究所、代表理事の金井茂樹氏がありました。

「広報の枠組みと広報戦略」と題した研修では、議会広報は行政や議会と市民の双方の意識、行動変容を促進し、両者の信頼、協働関係を構築、維持することが重要であると示されました。効果的な広報戦略を構築するには、関心がある人、ない人それぞれに対応したプッシュ型、プル型など、媒体ごとの特性を生かした計画的な発信が重要です。

議会広報紙については、市民にとって最も身近な情報源であり、分かりやすさと親しみやすさを重視すべきであるとされました。例えば、表のけい線を薄くしたり、数字と単位の大きさを変えることで視覚的に分かりやすくするほか、見出しと文章の間にリード文を挟むことで本文が理解しやすくなります。一般質問については、質問の見出しで提案型なのか監視型なのかが分かるよう形式をそろえることで伝わりやすい表現になります。また、ウェブサイトやSNS

Sは速報性や拡散性に優れ、若年層を含む多様な市民に情報を届ける有効な手段であることが確認されました。

議会広報紙クリニックの取組では、他の自治体の事例を参考にしながら見やすさや伝わりやすさを客観的に検証、改善がなされました。

今回の学びを踏まえ、より伝わる広報の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、研修報告を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 次に、8月7日と8月8日の2日間で市町村議会議員研修「自治体予算を考える」について、関谷英樹君から報告願います。

4番 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号4番 関谷英樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年度市町村議会議員研修の報告をさせていただきます。

8月7日、8日の2日間、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所にて「自治体予算を考える」をテーマとして研修が行われ、当市からは今井充子議員と私の2名が受講しました。

講師は、武庫川女子大学経営学部教授の金崎健太郎先生でした。

1日目は、自治体予算の原則、また歳入歳出予算の基礎とチェックポイントについて講義を受けました。私は、金崎先生が述べられた民間企業と自治体の違いについての言葉が強く印象に残っています。民間企業は利益を上げることが目的であり決算が全て、それに対し自治体は行政サービスの中身を決めていく予算こそが全てである。自治体において予算議案は最重要議案であるという言葉が、自治体運営において議員の立場として予算審議がいかに重要であるかを改めて考えさせられました。

講義終了後は、予算審議の在り方、決算審査や事業の評価、財源確保策、公共施設の適正管理、歳出の効率化といった5つのテーマごとにグループに分かれ、議員間同士でグループ討議を行いました。

2日目は、財政の現状把握についての講義があり、財政診断、地方公会計の活用について学び、その後、前日と同じグループに分かれ、引き続きテーマごとに意見交換を行い、グループごとに討議の内容を発表しました。私が所属したグループは予算審議の在り方について意見交換を行い、予算決算常任委員会ではどのように審議が行われているか、また予算決算常任委員会が設置されていないのであればどのように審議を進めるのが望ましいかなど討議しました。

研修の最後に金崎先生が、自治体においては各地方の自治体同士が情報や資源を共有し、課題解決や地域活性に取り組む相互参照が行われているが、地方議会同士はこの相互参照があまり行われていないと述べられまして、私が意見交換したグループでは、北は北海道、南は山口

県、自治体の規模も立場も全く違う議員同士が集まり、議会の在り方、審議の進め方など情報共有を行うことができ、この市町村議会議員研修こそが金崎先生がおっしゃられた相互参照の場であることを認識し、意義のある研修となりました。

今後、この研修で学んだ予算のチェックポイントを生かし、健全な財政運営の視点を持ち、積極的に提言ができるよう議員としての役目を果たしてまいります。

以上で研修の報告とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 次に、8月21日の市町村議会議員研修セミナーについて、北村彰敏君から報告を願います。

3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 改めまして、おはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年8月21日に開催されました市町村議会議員研修セミナーについて、参加者を代表して報告をさせていただきます。

今回のセミナーは「これから的地方議会への期待～人口減少社会を見据えて～」というテーマで行われ、講師は総務省や大学で長年地方自治に携わってこられた金崎健太郎先生でした。

まず冒頭で強調されたのは、日本が既に人口減少社会に突入しているという事実でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2070年にはおよそ8,700万人まで人口が落ち込むとされています。これは2008年の人口ピーク時と比べて実に3割程度の減少に当たると予測されています。人口減少は単なる数の減少にとどまらず、社会の仕組みに大きな影響を与えます。

特に、次の3点が大きな課題として指摘されました。

1つ目は、人口構成の変化。

現役世代が減少し、逆に高齢者が増えることで年金、医療、介護などの社会保障費の負担が急増し、地方自治体の財政に大きな影響を与えます。

次に2つ目は、地域間格差の拡大。

東京圏や大都市圏には人口が集中する一方で、中山間地域や地方都市では過疎化が加速し、人口の多い都市部と人口減少が著しい地域との格差が広がっていきます。

さらに3つ目は、社会サービスの維持困難。

学校、病院、公共交通といった住民生活を支えるサービスが人口減少により採算が取れず、維持が難しくなる地域が出てきます。つまり、人口減少は社会全体の仕組みを変えていく問題であり、地方自治体にとって待ったなしの課題であると強調されました。

次に、平成の時代に行われた2つの大きな改革について振り返りがありました。

1つ目は、地方分権改革。

かつて国と地方の関係は機関委任事務という仕組みにより、国の指揮監督の下で地方自治体が事務を行うことが多く、実態としては上下主従の関係にありました。しかし、平成の改革で対等、協力の関係へと転換し、地方が独自に施策を決定できる範囲が広がりました。特に大きかったのは機関委任事務の廃止で、事務は自治事務と法定受託事務に整理され、自治体の自主性が高まったとされています。

続いて2つ目は、市町村合併。

平成11年3月31日時点で全国に3,232あった市町村は、平成22年3月31日には1,727にまで減少し、現在は1,718となっています。岐阜県でも多くの自治体が合併を経験しています。この結果、規模が大きくなり、行政の効率化や財政基盤の強化が期待されましたが、一方で地域コミュニティの結びつきが弱まり、住民サービスの低下を指摘する声もありました。成果と課題をしっかりと総括する必要があるとされました。

さらに、コロナ禍における自治体の対応から見えた課題についても言及がありました。例えば、一律10万円の特別定額給付金は国が制度を決めましたが、実際の支給事務は市町村が担い、そのスピードや正確性に差が出て、自治体の事務能力が注目されました。また、観光支援のG o T o トラベルでは、感染状況に応じた柔軟な判断が難しく、国と地方の間で責任の所在が曖昧になる場面もありました。

のことから、国と地方の役割分担の在り方を見直す必要性が浮き彫りになり、同時に危機時に議会がどう関与できるかという課題も示されました。講師からは、議会の存在感が必ずしも十分に発揮されたとは言えなかったとの指摘がありました。

最後に、こうした課題を踏まえ、これから的地方議会の役割について次のように述べられました。

議会は執行機関の監視にとどまらず、住民の多様な意思を反映する場であること、人口減少社会では全国一律のサービスを維持することは困難であり、地域ごとの特色ある施策が求められること、そのため議会は住民の声を集め、行政に届け、政策形成に反映するプラットフォームとしての役割を強化すること、住民自治を実質的に機能させるために、議会が二元代表制の一翼として中心的役割を果たすことが期待されると結ばれました。

続いて、講演後の質疑応答では参加議員から次のような質問がありました。

選挙制度の前提について。選挙ではそれなりの人が選ばれるという前提が本当に成り立つかという問い合わせに対して、講師は、日本の選挙制度は有権者が最終的に悪い候補者を選ばないという前提に立っているが、近年は情報環境の変化でその前提が揺らぎつつあると指摘しました。住民自治をどう育てるか、教育や情報リテラシーの向上が課題であるとされました。

次に、地方財政と税源移譲について。臨時財政対策債は本来一時的な仕組みのはずだが、なぜ続いているのか、また税源移譲が進まない理由は何かという問い合わせに対して、講師からは、臨

時財政対策債は平成13年以降、国の税収不足を補うために発行されてきたが、今後は見直しが進むだろうとの説明がありました。税源移譲については、自治体ごとに増収・減収が生じるため全国一律に進めるのは難しいとの回答がありました。さらに講師からは、議会には予算提案権はないが、予算修正権や条例提案、決算審査を通じて施策に影響を与えることができるとの指摘があり、議会のチェック機能の重要性が改めて強調されました。

今回の研修を通じて、人口減少と地域格差という大きな課題に対応するために、自治体と議会が主体的に役割を果たすことの重要性を改めて学びました。特に印象的だったのは、議会は住民の声をただ聞くだけでなく、それをどう政策に結びつけるかが問われているという指摘です。予算提案権は市長にありますが、議会としても予算修正権や条例提案、決算審査を通じて政策に反映させる道があることを再認識しました。これは単にチェック機能にとどまらず、住民と行政をつなぐ主体として議会が果たすべき積極的な役割だと感じました。

また、人口減少や少子高齢化といった課題は国や県からの一律の制度だけでは十分に対応できず、地域の実情に合わせた柔軟な取組が必要です。だからこそ、住民に最も近い市町村議会が地域の実情を把握し、その声を政策に反映することが求められているのだと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（今木啓一郎君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、4件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。

令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月18日、岐阜市柳津公民館において開催されましたので、その状況について報告をいたします。

専決処分が1件、議案が5件であり、概要は次のとおりであります。

報第3号専決処分の報告についてであります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人事院規則の改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため職員の時間外勤務の免除の対象を拡大するものであり、令和7年3月28日専決処分したのでこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第8号令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ38億7,049万1,000円を追加し、総額3,082億1,568万8,000円とするものであります。

歳入は、令和6年度の療養給付費等の精算に伴う国・県・市町村負担金9,326万4,000円、資格確認書の暫定運用に伴う国庫補助金7,860万円、繰越金36億9,862万7,000円であります。

歳出は、資格確認書の暫定運用に係る増額経費に関する補助金7,860万円、令和6年度の療養給付費等精算に伴う償還金37億9,189万1,000円であります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い拡充された部分休業制度の規定を定めるものであります。

次に、議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の改正に伴い、職員に対する仕事と育児の両立支援制度等の情報提供及び意向確認等の規定を定めるものであります。

次に、議案第11号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する仕事と育児の両立支援制度等の情報提供及び意向確認等の規定を定めるものであります。

次に、議案第12号令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額3億971万2,522円、歳出総額2億8,080万6,931円で、差引額は2,890万5,591円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億7,077万8,978円であります。

歳出の主なものは、人件費等の総務費2億7,934万2,755円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額3,045億6,826万1,144円、歳出総額2,930億9,061万4,788円で、差引額は114億7,764万6,356円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金587億2,988万5,964円、国庫支出金949億5,779万3,189円、支払基金交付金1,133億2,552万5,000円、繰越金127億9,589万8,827円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費2,844億9,567万6,950円、保健事業費14億7,258万1,405円、諸支出金52億7,872万9,248円などであります。

以上、1件の報告及び5件の議案は、質疑・討論・採決の結果、全て承認、可決されました。詳細については、市民部医療保険課に資料が保管されておりますので、御覧いただければと思

います。

最後に、財政健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第7号令和6年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第8号令和6年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第9号令和6年度瑞穂市下水道事業会計資金不足比率の報告についてです。

地方自治体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和6年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率はいずれも発生はしておりませんでした。実質公債費比率につきましては、前年度より0.4%増の1.6%となりました。よって、ここに監査委員の意見を添えて報告をいたします。

以上、4件について行政報告をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第47号から日程第25 議案第67号までについて（提案説明）

○議長（今木啓一郎君） 日程第5、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第25、議案第67号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

市長、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 曆は9月に変わりましたが、まだまだ厳しい暑さが続いています。気象庁によりますと、令和7年の夏は全国的に高湿傾向が顕著であり、とりわけ東海地方では日中の最高気温が35度を超える猛暑日が連続するなど記録的な暑さとなり、8月の5日には群馬県伊勢崎市で41.8度の国内観測史上最高気温を更新しました。議員、市民の皆様におかれましては、残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、令和7年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

今年の東海地方の梅雨明けは7月4日と例年より15日早く、統計史上3番目の早さで夏の到来となりました。17日には雨雲が次々と流れ込む大雨となり、県内では土砂災害警戒情報が発令された地域もあり、岐阜市、山県市では避難指示の発表がなされました。瑞穂市には大雨・洪水注意報にとどまりましたが、時間雨量30ミリを超える雨が続き、河川の水位も大きく上昇したため、市災害警戒本部を立ち上げ、緊張感を持って対応をいたしました。

また、全国的な状況といたしまして、8月の10日から12日にかけて日本海側に停滞する前線の影響で九州地方で大雨が降り、熊本県では大雨特別警報が発令され、土砂崩れに巻き込まれるなどしてお二人がお亡くなりになられたほか、熊本、福岡両県で4名の方が行方不明となっており、土砂災害や住宅浸水、河川の氾濫など多数発生をいたしました。岐阜県内の自治体で

も、10日からの連休中に大雨警報、洪水警報が発令されました。当市は7月に続き警報の発令はなかったものの、長良川の水位も高く、市内の河川の水位を警戒をしておりましたが、大事に至らず安堵しています。

続くように20日から再び全国的な大雨となり、多数の者が命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じることから秋田県仙北市に災害救助法の適用がなされました。

また、九州を横断した台風12号は、22日に熱帯低気圧に変わりましたが、降り始めからの総雨量は鹿児島市で347ミリを観測するなど記録的な大雨をもたらし、各地で被害が発生いたしました。被災地の皆様には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願っております。

天気には、日照りが続き雨が降らない期間が長く続くと、その後はその少雨を補うように大雨が起りやすくなる現象として天気の補償性という言葉もあります。近年は猛暑と集中豪雨が繰り返される傾向が強まっています。気象庁はこれを極端現象と位置づけています。猛暑と集中豪雨の繰り返しは単なる異常気象ではなく、温暖化に伴い頻度や強度が増す極端現象であると理解し、対応に当たらなければならないと考えています。

本市では、市民の命と健康を守るため、梅雨明け直後から熱中症予防対策を一層強化してまいりました。暑さを避けるクーリングシェルターについて、市内の公共施設に加え御協力いただける民間施設の増加への働きかけ、児童、高齢者向けの熱中症予防啓発活動の強化、そして見守り支援員による高齢者宅への巡回訪問を実施をしております。また、学校においてはエアコンの適切な湿度管理に加え、W B G T（暑さ指数）の計測器の活用により、屋外活動の中止や短縮など迅速な対応を行っております。今後も、市民一人一人が安全に夏を乗り切れるよう国・県など関係機関と連携しながら熱中症対策のさらなる充実を図ってまいります。

私は、夏休みに入り各地区のラジオ体操を巡回し参加をしました。子供たちが大変少ない地区もありましたが、私が子供の頃は毎日朝のラジオ体操から夏休みの1日が始まりました。ラジオ体操の目的は運動不足や体力づくりなど幾つもあると思いますが、不規則になりがちな夏休みの生活リズムを整える目的もあると思います。今後は、8月の第1日曜日の市民ラジオ体操の日をイベントとして周知したり、ラジオ体操の後に市内一斉に清掃活動などを行うこともいいのではないかと思います。

今年も市内各校区、各地域で夏祭りや盆踊りが盛大に開催され、にぎわい、活気、活力を感じるものでした。校区では7月19日に牛牧ふれあい夏祭り、25日にはサンコーパレットパークにおいて「おお！サマーフェス」、26日には生津納涼夏祭り、8月2日にはほんでん夏祭りが開催され、それぞれ特色のある催し、盆踊りや花火鑑賞など盛りだくさんのイベントで大盛況でした。このほか、各自治会でも夏祭りが開催されました。

また、8月23日から24日にかけて、瑞穂市商工会主催の第67回みづほ汽車まつりが開催され

ました。今年も両日で1万1,000人を超える皆さんのが集い、子ども将棋大会やミニSL乗車体験、bingo大会など様々なイベントがあり、猛暑の中でも子供たちの笑顔があふれ、最後までにぎわっていました。来年は、穂積駅開業120年を迎えます。穂積駅が瑞穂市にあることで、今日までの発展があると考えます。120年を回顧する記念事業を行いたいと考えています。子供たちにとっては夏休みのよい思い出になったと思います。それぞれ夏祭りのイベント開催に当たり、御尽力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

市役所では、今年も昨年に引き続き一日市長体験を実施し、多くの応募の中、夏休み中に1日4人ずつの一日市長を3日間務めてもらいました。子供たちからは、「市長は大変そうだけど将来やってみたいと思う」「駅前や河川公園を考えてくれているから、この先の瑞穂市がよりよくなっているきそうで楽しみです」「毎日が忙しそうで、市長の責任の重さが伝わりました」などいろいろな感想をもらいました。来年も未来を担う子供たちの貴重な体験の場から意見を発表できる場として開催をしていきたいと考えています。

当市では、平成22年11月に非核・平和都市宣言を行い、今年で15年目を迎えます。今年は南小学校へ平和意識の醸成を図ることを目的に被爆の実相を語る平和の象徴である被爆アオギリ二世を植樹しました。児童からは、今日植樹したアオギリを誰もが安心して楽しく生活できる南小学校のシンボルとしてこれからも大切に育てていきたいと力強く誓ってくれました。

平和推進事業として、8月9日には「みずほ平和の祈り2025」を開催いたしましたところ、約500名の方にお越しをいただきました。1部として大平遙来さんのピアノ演奏とみずほレンボーライブによる平和コンサート、第2部として「永遠の0」が上映され、多くの方が涙ぐんでおられたのが印象的でした。

8月15日終戦の日には市戦没者追悼式を挙行し、市の追悼式を行えたことの意義は大きいと考えています。私は式辞の中で、今年は戦後80年の節目の年、焼き場に立つ少年を説明させていただき、その写真のような歴史の教訓を改めて思い起こし、平和な国として決意を示すことは大きな意味があると考えています。平和な世界をつくるには、たとえ多様性な時代としてお一人お一人の意見や考えが異なっても、日本国民は殊のほか平和という点においては皆同じではないかと考えます。平和への思いは、皆が思えば必ず招いてくれると信じています。

また、今後の事業になりますが、11月30日には令和7年度瑞穂市平和推進事業として「吉本新喜劇&バラエティーショーinみずほ」を開催予定をしております。平和とは戦争のことだけではないと考えています。笑いの中での楽しさ、幸せを実感できることも平和だと思います。全席指定で有料ではございますが、23日からの先行販売を行ったところ、既に5割以上が購入をしていただいております。まだ券はございますので、ぜひ御参加をしていただければ幸いでございます。

8月で夏休みも終わり、市内の小・中学校の授業が始まりました。今年の夏休みは、地域の

イベント、校区の夏祭り、汽車まつり等があり、子供たちにとってよい思い出になったことだと思います。その反面、夏休み明け、心身の状況が大きく変化することがあることから、子供たちの様子をしっかりとつかむことが必要だと思います。

続いて、経済情勢に目を向けてみると、8月15日に内閣府が発表した今年4月から6月までのGDP速報値は年率換算で1.0%の増で、遡及改定があり、5四半期連続のプラス成長となりました。プラス成長の要因は、長引く物価高で個人消費が伸び悩んだものの、堅調な企業業績を背景に設備投資が牽引するなど、内需がGDPを押し上げたことによります。

また、内閣府の7月の月例経済報告では、景気は米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用、所得環境の改善、各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが続くことが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響により、引き続き注意する必要があるとしています。

このような状況下において、当市においても行財政改革や投資的経費の抑制などにより、増嵩する社会保障関係費の捻出に努めてきましたが、財政環境はさらに厳しい状況になってきていると考えています。

さて、本日の定例会において令和6年度の決算が出そろい、財政状況が明らかになりましたので総括しますと、実質収支は前年同様、黒字となりました。

基金の積立金現在高は、前年度より4億1,755万7,000円増加し、地方債現在額は前年度より4,326万9,000円の増加となっております。

財政指標の状況を見てみると、財政力指数においては前年度とほぼ同数値の0.71となっており、経常収支比率においては前年度より0.3%下がり、87.7%となっております。

昨年度の決算に係る報告は以上ですが、総括して基金は増大し、起債は微増しました。経常収支比率は減少し、実質公債費比率は僅かに増えていますが、財政の体力的に問題はないものです。今年度も昨年に引き続き、電力、ガス、食料品等の価格高騰により予算も激しく変動していますので、慎重な財政運営が必要な状況であると言えます。今後も常に健全財政を意識してまいりますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、人事案件が2件、市町村会館組合の解散及び事務の承継等に関する協議が1件、一部事務組合の規約変更が2件、条例の改正に関する案件が6件、決算の認定及び剰余金処分に関する案件が7件、補正予算に関する案件が3件の合計21件であります。

それでは、順次提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 江間よし子氏の任期が令和7年12月31日に満了となることから、引き続き江間よし子氏を、古川文行氏の任期が同日に満了となることから引き続き古川文行氏を、また馬渕郁子氏の任期が令和7年6月30日に満了となったことから、新たに篠田邦江氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第48号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

監査委員 浅村孝司氏の任期が令和7年11月30日に満了となることから、引き続き浅村孝司氏を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、同組合の規約に事務の継承について地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを追加するため、関係地方団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合の解散及び解散に伴う財産処分、当該組合において現に共同処理する事務の承継並びに解散に伴う打切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退することに伴い、規約を変更することについて関係地方公共団体と協議することにつき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてであります。

公共施設の受益者負担の適正化を図るため、施設使用料を見直すことに伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第54号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る標準準拠システムへの移行に伴い、市条例

の改正を行うものであります。

次に、議案第55号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に基づき、市の聴聞の手続等の変更を行うため市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第56号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市地域公共交通会議を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額232億5,179万4,000円、歳出総額225億4,608万1,000円、差引額7億571万3,000円のところ、翌年度へ繰り越すべき財源3億3,431万6,000円を除くと、実質収支額は3億7,139万7,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債等で23億7,780万7,000円増額となり、寄附金、繰入金、繰越金等で8億2,049万5,000円減額となり、総額で15億5,731万2,000円の増額となりました。

歳出では、前年度と比較すると総務費、民生費、土木費、消防費、教育費で20億8,094万8,000円増額となり、議会費、衛生費、農林水産業費、商工費、公債費で3億3,113万3,000円減額となり、総額で17億4,981万5,000円の増額となりました。

次に、議案第59号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額46億7,775万6,000円、歳出総額45億9,978万7,000円、差引額7,796万9,000円となりました。

単年度収支は1,865万8,000円の黒字であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億6,627万3,000円、県支出金が31億9,292万4,000円、繰入金が5億4,784万5,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費30億9,970万3,000円、国民健康保険事業費納付金12億8,485万4,000円などであります。

次に、議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額7億8,830万7,000円、歳出総額7億8,533万8,000円、差引額296万9,000円となりま

した。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億7,849万4,000円、繰入金1億7,373万2,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億3,598万5,000円であります。

次に、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出において、収入総額5億9,473万8,000円、支出総額5億4,475万1,000円となりました。

損益については、純利益2,996万8,000円となりました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額8,703万円、支出総額3億5,283万1,000円となりました。

次に、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出において、収入総額を2億8,701万円、支出総額1億8,965万5,000円となりました。

損益については、純利益504万3,000円となりました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額20億5,728万4,000円、支出総額21億3,296万1,000円となりました。

次に、議案第63号令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金1億8,562万3,000円のうち、5,000万円を建設改良積立金に積み立てて、3,521万6,000円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第64号令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金504万3,000円を減債積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,564万5,000円を追加し、総額249億1,173万円とし、繰越明許費として1件、継続費として2件の変更、債務負担行為として2件の追加、地方債として5件を追加する補正をするものであります。

今回の補正では、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金の処分として公共施設整備基金積立金に1億8,569万9,000円を計上しました。

歳入の主なものは、市税を5,753万4,000円、国庫支出金を1億7,035万1,000円、繰入金を1億3,799万3,000円、前年度繰越金を7,139万7,000円、市債を7,740万円それぞれ増額いたしました。

歳出の主なものは、総務費として、公共施設整備基金の積立てなどで1億8,569万9,000円、定額減税補足給付金1億6,000万円を増額、府内LANシステム費の職員パソコン更新の契約

差金などで7,847万5,000円を減額しました。

民生費として、後期高齢者医療給付費負担金の令和6年度の精算金として2,394万円、保育所費で会計年度任用職員報酬として1,934万8,000円増額しました。

土木費として、維持補修工事費などで1,504万1,000円を増額しました。

教育費として、教育ネットワーク環境改善業務委託料に2,790万7,000円、各小学校屋内運動場空調設備整備基本実施設計業務委託に2,477万2,000円、総合センターLED化設置工事設計業務及び特定天井改修工事設計業務委託に1,329万9,000円を増額いたしました。

次に、議案第66号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,951万6,000円を追加し、総額46億8,985万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、基金積立金6,153万2,000円、諸支出金1,695万2,000円の増額などであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金7,796万7,000円の増額などであります。

最後に、議案第67号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ316万8,000円を追加し、総額8億2,027万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般会計繰出金296万6,000円であり、歳入は前年度繰越金296万7,000円であります。

以上、21件の提出議案につきまして概要を説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 浅村孝司君。

○代表監査委員（浅村孝司君） よろしくお願いします。

それでは、監査委員を代表いたしまして審査結果について御報告申し上げます。

決算審査の対象は、令和6年度一般会計と2つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、公営企業としての水道事業会計、下水道事業会計の合計7部門でございます。

決算の詳細につきましては、意見書の決算の概要、事業の実績等を御覧いただくようお願い申し上げ、私からは審査の結果と意見につきまして、要点を絞り報告させていただきます。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果でございます。意見

書の1ページを御覧ください。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書は、審査した限りにおいていずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であることを認めました。当年度の一般会計及び特別会計を含めた決算額は、歳入287億1,785万6,812円、歳出279億3,120万6,524円で、前年度に比較すると歳入では15億4,040万3,118円、歳出では17億2,241万7,045円とそれぞれ増加しました。詳しくは5ページを御覧ください。

歳入歳出差引額は7億8,665万288円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億5,233万4,488円であり、一般会計及び特別会計とも黒字決算となりました。

予算の執行状況においては、おおむね適正に行われているものと認めました。

基金の運用状況は関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であるものと認めました。

続いて、審査の意見でございます。2ページを御覧ください。

まず、一般会計についてでございます。

一般会計の収入済額は、前年度に比較して15億5,731万1,482円増加しました。これは、依存財源である国庫支出金が前年度に比較して5億7,029万8,648円増加したことなどによるもので

す。

市税の収入済額は、前年度に比較して5,312万2,198円減少しました。

また、市税における不納欠損額は3,629万3,631円で、前年度に比較して2,358万5,764円増加し、収入未済額は1億8,073万8,746円で、前年度に比較して2,236万224円減少しています。不納欠損額が大幅に増加しましたが、これは財産調査や差押え等の滞納処分の結果、他に滞納処分できる財産がないときなど、即時に不納欠損をしているもので、預貯金差押え等の滞納処分件数は昨年度に比べ209件多い534件実施しているとのことでした。

昨年度も意見として述べましたが、負担の公平の観点から収入未済額をそのまま放置し、理由なく時効を待つことのないよう厳格な債権管理を強く求めるところです。

ふるさと応援寄附金につきましては、収入済額は5億2,084万2,310円で、前年度に比較して2億3,178万2,690円減少しました。原因是、返礼品の基準が改正されたことにより取り扱うことことができなくなった返礼品が出たことや、同種返礼品との価格競争などによるものが考えられるとのことでした。今後は、新規返礼品の開発による寄附サイトの内容の充実やSNSの効果的な活用など、より多くの人が瑞穂市を応援したくなるような魅力発信に取り組んでいただきると同時に、経費削減にも努めていただきたいと思います。

次に、歳出の削減についてでございます。詳しくは25ページ以降を御覧ください。

一般会計の節別の決算額は、扶助費42億8,234万3,623円で、以下多額なものとして負担金、補助及び交付金、委託料、工事請負費、需用費の順となっています。

なお、当年度の実質収支額は3億7,139万7,000円と歳入決算額の1.6%を占めており、実質収支額を標準財政規模で除した実質収支比率は2.9%となり、3%を切る状況は剩余金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができないことなどが想定されます。健全な範囲内で財政運営を目指し、常に財政状況を把握し、適正に執行されることを望みます。

次に、国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。詳しくは36ページ以降を御覧ください。

国民健康保険事業については、前年度に比較して被保険者数、世帯数ともに減少しましたが、国民健康保険税は2,907万6,503円増加しました。一方、保険給付費は前年度に比較して1億1,371万6,886円減少しました。引き続き医療費適正化対策を進めるとともに、特に国民健康保険税のさらなる収納率の向上に取り組み、国民健康保険事業の健全運営を行っていただきたいと思います。

後期高齢者医療事業については、令和7年3月末日で被保険者数6,805人、支出済額は7億8,533万8,145円と、ともに増加しています。また、後期高齢者医療広域連合への納付金も前年度と比較して9,411万9,698円増加しています。団塊世代の後期高齢者への移行も山場を越え、被保険者数が増加する中、医療費抑制の観点からもふだんの健康維持増進が大切であります。今後とも、ぎふ・すこやか健診受診等の啓発活動により一層取り組んでいただきたいと思います。

さらに、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料についても、市税と同様に負担の公平の観点からも、収入未済額をそのまま放置することなく、厳格な債権管理を強く求めところです。

最後に、今後の市政運営についてでございます。

当市の人口は平成15年の合併以来増加傾向にありましたが、令和6年度末に初めて減少に転じ、さらに少子化が進行している状態にあります。このような中、収入として伸びていたふるさと応援寄附金事業において、制度の変更による人気返礼品の取扱い停止や同種返礼品との価格競争などを理由として、令和6年度は寄附実績が落ち込みました。令和7年度では、中間事業者を変更し、寄附増加のための取組を検討しているとのことでした。企業版ふるさと納税であるまち・ひと・しごと創生寄附金事業においては寄附実績が伸びているため、引き続きPRしていただきたいと思います。

また、今回の決算審査においては、業務量に対する人員の不足や短期間での人事異動で職員が育たないなどの声が多く聞こえ、行政運営に懸念が生じました。ワーク・ライフ・バランスに取り組むことは重要ですが、その取組が他の職員の負担になるようでは問題です。慢性的な職員不足の解消のため、実効性のある取組をすべきと考えます。職員が疲弊していると、市民

サービスの低下や支払遅延など会計事務にも支障を来しかねないため、早急に職員の定数確保をするとともに、市の実態に即した人員配置や職員の資質向上に努めていただきたいと思います。

加えて、業務の多様化に伴い、横断的な事業が多いように感じられました。業務の効率的かつ円滑な遂行のため、常日頃の連携やDXなどの活用事例の情報共有等を行い、相互にコミュニケーションを取りながらお互いの不足分を補い合って事業に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、滞納整理についてです。

滞納整理は市にとって非常に重要な業務であるため、負担の公平の観点からも各担当課において滞納整理の強化に取り組んでいただく等、厳格な債権管理を強く求めます。早急な滞納整理の強化に努めていただくとともに、今後より一層各種税及び税外収入金に係る収入未済額の解消や、新たな滞納者をつくらない対応など、鋭意取り組んでいただきたいと考えますのでよろしくお願いします。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移ります。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

当年度の経営収支は、総収益5億4,487万6,254円に対し、総費用5億1,490万8,729円で、差引き2,996万7,525円の純利益となりました。前年度に比較すると3,383万1,921円減少しています。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億2,043万9,692円と建設改良積立金の使用によるその他の未処分利益剰余金変動額3,521万5,878円を含め、当年度未処分利益剰余金は1億8,562万3,095円となりました。

なお、収益率、構成比率、財務比率等各項目については、計数を対比させ、分析・検討を加えた結果、その数値はおおむね良好であるものと認められました。

続いて、審査の意見でございます。

まずは経理面についてでございます。

当年度の水道料金に係る不納欠損の額は16万6,285円で、前年度に比較すると5万9,333円減少しました。また、収入未済額の繰越調定額は106万9,827円で、前年度に比較すると34万5,809円増加しました。今後も安定した経営を行っていくため、引き続き未収金の早期回収に努め、適切な債権の管理を行っていただきたいと思います。

続きまして、業務面についてでございます。

有収率については81.7%で、前年度に比較すると0.7ポイント減少しました。基幹・幹線管路の整備、耐震化の推進や継続的に漏水調査を行うことで有収率の向上に努め、水を安定供給

できるよう尽力していただきたいと思います。

最後に、今後の水道事業経営についてでございます。

安全で安定した水をいつまでも供給するためには、継続的な漏水の監視や水道施設の計画的な更新と維持管理を行い、災害に備えた整備が必要です。今後より一層効率的な事業運営が求められますので、長期的な展望に立ち、持続的な健全経営を進めていただきたいと思います。

続きまして、下水道事業会計の審査結果に移ります。

審査の結果でございますが、審査に付された決算書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

当年度の経営収支は、総収益 1 億8,990万8,910円に対し、総費用 1 億8,486万6,361円で、差引き504万2,549円の純利益となりました。前年度に比較すると114万8,360円減少しています。

当年度未処分利益剰余金は、減債積立金からの振替などによるその他の未処分利益剰余金変動額の増減がなかったため、当年度純利益と同額の504万2,549円となりました。

続いて、審査の意見でございます。

まずは、経理面についてでございます。

当年度は、下水道使用料に係る不納欠損額が 9 万8,055円で、前年度と比較しますと 5 万9,919円増加しました。また、収入未済額の繰越調定額は70万3,172円で、前年度に比較すると 9 万5,194円増加しました。未収金が長期化すると徴収が困難となるため、将来の不納欠損を防ぐためにも引き続き未収金の早期回収に努め、適切な債権管理を行っていただきたいと思います。

業務面についてです。

水洗化率については77.9%で、前年度に比較すると2.8ポイント増加しました。水洗化率は100%となっていることが望ましいため、引き続き水洗化率向上や下水道接続の促進に努めていただきたいと思います。

最後に、今後の下水道事業経営についてでございます。

瑞穂処理区の下水道事業は、令和9年度供用開始を目標に整備が進められています。下水道事業は多額の費用を要する事業ですので、事業費の削減に努めるとともに、計画的に下水道使用料の增收を図り、経費の削減に取り組むなど、独立採算の原則に基づき、一般会計からの繰入金に依存することなく事業を展開していただきたいと思います。

このほか、財政健全化審査及び水道事業会計、下水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施したところ、財政健全化判断比率につきましては実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は発生せず、実質公債費比率は1.6%と、前年度に比べ0.4ポイント上がりました。また、2つの会計における経営健全化判断比率について、資金不足比率は発生しており

ません。

審査の結果、意見は以上でございますが、当年度審査の過程において一部検討、改善を要すると思われる細部の事項につきましては、その都度、決算審査等の段階におきまして職員に口頭で要請したところであり、実施、改善されることを強く望み、私の報告とさせていただきます。これで報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） これで監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時01分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第47号及び議案第48号の2議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第47号及び議案第48号の2議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第47号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） 議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦については、3名の委員について議会の意見を求められております。

そこで、まず江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の意見を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから、江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とすることに決定しました。

次に、古川文行君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の意見を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、古川文行君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に古川文行君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席をお願いします。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に古川文行君を適任とすることに決定しました。

次に、篠田邦江君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、篠田邦江君を人権擁護委員の候補とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に篠田邦江君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に篠田邦江君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦については、3名全て適任とすることに決定いたしました。

代表監査委員より退席の申出がありましたので、浅村孝司君の退席を許可します。

[代表監査委員 浅村孝司君 退場]

議案第48号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第48号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

瑞穂市監査委員に浅村孝司君を選任することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は同意することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時08分